

東海三県一市環境配慮型物流推進宣言について

1 宣言について

東海三県一市では、平成15年11月5日、自動車利用輸配送に関連する各主体（荷主・流通業者、運送業者、行政）がこのリーフレットに記載した取組を推進していくことを、御賛同いただいた企業・団体の皆様とともに宣言しました。

この取組の輪をさらに広げていくため、引き続き、この取組の趣旨に賛同し、宣言者となってくださる企業・団体の皆様に募集しています。

東海三県一市環境配慮型物流推進宣言

私たちは、岐阜県、愛知県、三重県及び名古屋市の東海三県一市において、物流に関する下記の項目について積極的に取り組むことにより、自動車に起因する大気汚染物質及び温室効果ガスの削減をめざします。

記

1 荷主・流通業者の取組

- (1) 運送業者に対し、エコカーの導入を働きかける。
- (2) 運送業者に対し、エコドライブを働きかける。
- (3) グリーン配送の推進、環境認証を受けた事業者に委託・発注の機会を多くすることなどにより、運送業者の取組を促進する。

2 運送業者の取組

- (1) エコカーの導入に努める。
- (2) 社内エコドライブ教育体制を整備し、エコドライブを積極的に実践する。
- (3) 環境認証の取得を積極的に推進する。

3 行政の取組

- (1) 国と連携し、エコカー導入に対する助成制度、優遇措置の拡充を検討する。
- (2) エコドライブ推進など環境に配慮した輸配送について啓発活動を実施する。
- (3) グリーン配送の推進、環境認証を受けた事業者に対する優遇措置を検討する。
- (4) 燃料供給業者の協力のもと、国と連携し、エコステーションを整備するための環境づくりを推進する。

4 各主体がそれぞれ又は協働して実施する取組

- (1) 物流システムの効率化を推進する。
- (2) 環境に配慮した運行ルートを選択並びに環境ロードプライシング及び通過・流入規制について、必要な研究・検討を行う。
- (3) ホームページ等により、先進的取組のPRを積極的に実施する。
- (4) 先進的取組に対する表彰制度の創設、拡充等に努める。

平成15年11月5日

2 取組の進め方

宣言者となられた企業・団体の皆様には、宣言に記載された取組を積極的に推進していただきます。

宣言者の一覧は、東海三県一市のホームページに掲載します。また、毎年、取組のフォローアップ調査を行い、その結果についても東海三県一市のホームページ等で広くPRしていく予定です。

各宣言者におかれましても、ホームページや環境報告書等で取組を積極的にPRしていただき、取組の輪が広がっていくよう御協力をよろしくお願ひします。



3 宣言の方法

この取組の趣旨に御賛同いただける企業・団体の方は、6頁の様式に必要事項を記入の上、愛知県環境部大気環境課交通環境グループまでFAX又はEメールにてお送りください。